

# 北陸地方整備局事業評価監視委員会規則

## (趣 旨)

第1条 本規則は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」（平成28年3月31日付け国官総第263号、国官技第368号及び平成27年8月21日付け国官総第82号、国官技第122号の国土交通事務次官通達。以下「再評価実施要領」という。）、事後評価の実施方針である「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領」（平成23年4月1日付け国官総第367号、国官技第422号の国土交通事務次官通達。以下、「事後評価実施要領」という。）に基づいて、北陸地方整備局（以下、「整備局」という。）に設置する北陸地方整備局事業評価監視委員会（以下、「委員会」という。）の組織、委員、会議、事務局、その他委員会の設置等に関して必要な事項を定める。

## (委員会の事務)

第2条 委員会は、北陸地方整備局長（以下、「局長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

### 一 再評価に関する事務

- イ 整備局が作成した再評価を実施する事業に対する対応方針（原案）の提出を受けるとともに、再評価実施要領に基づく再評価システムの運用状況等について報告を受けること。
- ロ 再評価を実施する事業に関し、整備局が作成した対応方針（原案）について審議を行い、対応方針（原案）に対し意見がある場合には、局長に対してその具申を行うこと。

### 二 事後評価に関する事務

- イ 整備局が作成した事後評価を実施する事業に対する対応方針（案）の提出を受けるとともに、事後評価実施要領に基づく事後評価システムの運用状況等について報告を受けること。
- ロ 事後評価を実施する事業に関し、整備局が作成した対応方針（案）について審議を行い、対応方針（案）に対し意見がある場合には、局長に対してその具申を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、地域の実情に精通し、人格・識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる有識者のうちから、局長が委嘱する。

2 委員会は、10人以内で組織する。

3 局長は、地域の実情を適切に反映した委員会運営とするため、適宜、地域担当の委員を委嘱することができる。

4 委員の任期は、1期2年以内とする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができるが、6年を限度とする。

6 委員は、非常勤とする。

7 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

8 委員長は、会務を総理する。

9 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(運 営)

第4条 委員会は、局長の要請により委員長が召集する。

2 委員会は、運営方法を定めた北陸地方整備局事業評価監視委員会運営要領を定める。

(委員会の事務局)

第5条 委員会の事務局は、整備局企画部企画課及び港湾空港部港湾計画課に置く。

附 則

1 本規則は、平成13年7月18日から施行する。

2 本規則の施行に伴い、「北陸地方建設局事業評価監視委員会規則（平成10年9月21日施行）」及び「運輸省第一港湾建設局港湾・海岸関係事業評価検討委員会規則（平成12年12月25日施行）」は廃止する。

3 本規則は、平成15年6月30日より一部改正する。

4 本規則は、平成22年4月1日より一部改正する。

5 本規則は、平成28年3月28日より一部改正する。

6 本規則は、平成28年4月13日より一部改正する。